

提 供 日 2026/08/03
タイトル 住民監査請求の受理
担 当 監査委員事務局監査課
連 絡 先 監査班
TEL 054-221-2927



幸福度日本一の静岡県

旧気賀高等学校校長住宅跡地の不動産鑑定に係る支出に関する住民監査請求を令和8年7月8日に受け付け、令和8年7月30日に監査委員協議会を開催し、要件審査を行った結果、これを受理して、監査を実施することを決定した。

1 請求人

浜松市中央区雄踏町宇布見 5211-1 星野 光央（ほしの みつお）

2 監査対象機関

静岡県財務部財産管理課

3 請求の要旨

だれが。（県の執行機関又は職員）：

静岡県行政経営課（現在は財産管理課）

いつ、どのような財務会計行為を行ったのか。：

令和7年7月14日 177,100 円

鑑定評価書の報酬（浜松市浜名区細江町広岡字東カイド18番）として法人A*に支出した。

その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか。：

鑑定評価書（説明を含む）が違法及び不当。

県が、違法な鑑定評価書を、契約不履行のまま受け取り、報酬を支出した行為が違法及び不当（高い報酬を払っているにも関わらず複数年に渡って売却できていないことが、それらを裏付けている）

要は「売れていない場合、専門家の違法性を問える」等と、現在訴追請求を受けている東京高裁B裁判官も、判決した。県から一覧表も提供してもらった。この不動産は5年以上も売れていない。対象だ。

その行為により、どのような損害が県に生じているのか。：

支出した報酬額全額が損害。

そして、この後行われる住民訴訟に係る弁護士報酬が損害（未来に発生）。

どのような措置を請求するのか。：

* 個人情報等に係る原文の記載について、A～Cで置き換えてあります。

静岡県が、法人Aに対して、報酬全額の返還請求すること
違法不当鑑定から、静岡県行政を守る方策を考え、立案し、実行すること。そのために真の専門家との協力も検討すること。

(これほどまでに住民監査請求と住民訴訟を繰り返され、それによる費用・損失は相当だ。算定も可能なはずだ。これらを知れば、かのC副知事が黙っているはずもない。より少ない費用で真の専門家の協力を得て、抑えられ、最大の成果が得られるなら、地方自治法は、それを行わなければならない、と示している)

4 今後の予定

- (1) 請求人が陳述を希望しないため、請求人の陳述の聴取は行わない。また、監査対象機関の陳述の聴取も行わない。
- (2) 地方自治法の規定に従い、**令和8年9月15日(火)までに監査結果を出す**。(住民監査請求を受け付けた日の翌日から起算して60日以内(補正期間を除く。))